

2018.3.22

高村ゆかり（名古屋大学）

3月22日開催の委員会に出席することができませんため、次の通り意見を提出いたします。

◎資料2「系統制約の克服に向けた対応について」

1. 「『電源に関する情報』の公開・開示の在り方」（スライド2以下）について

・既存の系統を最大限活用することは託送料の増加を抑制し、再エネ発電事業者や新たに系統に接続する事業者に限らず、広い社会的便益をもたらす。将来にわたって送配電ネットワークをどうしていくかという議論をしている本委員会だからこそ、既存の系統を最大限活用するための情報基盤を整えるという観点から、まず、原則として系統に関わる情報は公開とすべきであり、その原則を確認すべきである。

・その上で、電源に関する情報について、欧州など過去の出力実績（30分又は1時間単位）を「公開」している国が多いこともふまえ、少なくとも過去の出力実績（30分又は1時間単位）は公開とすべきである。電源に関する情報は、出力制御の見直しを含め発電事業の投資判断を行うためのシミュレーションを行い、その精度を向上するためにも不可欠な情報である。発電事業者だけでなく、これから事業を開発する者、事業に投資しようとする者、またこうした人々に情報を提供するコンサルタント業務を営む者、融資を行う金融機関などこうした情報が必要となる。こうした情報が容易に入手できることは、シミュレーションの改良、高度化にとって、さらには、よりよい系統運用を可能とするシステム、技術の開発などにも有益である。他の先進国においてはすでに情報公開がなされており、日本において公開ができない本質的な理由があるとは思われず、電源に関する情報についても、原則＝あるべき形は情報公開であるということを確認すべきである。

・真に競争上の問題を引き起こすことが証明される情報に限って、限定的な開示にとどめる短期的かつ具体的な期限をつけた経過措置を導入することは理解できる。ただし、その場合にも、電源に関する情報をすべて一括りにして限定的な開示とする必要性はない。また、限定的な開示とする場合にも、例えば、①規模別で一定規模以上の大規模な電源についてはより詳細な情報を求めるとともに、情報を公開とする、②追加的に、1日の最大出力や最小出力などの情報を求めそれを公開する、といったことも可能なのではないか。

・また、前述の理由から、発電事業者（発電事業を行おうとする者を含む。）に対してのみ開示を限定するというのは開示の範囲が狭すぎる。公開にすることの便益も十分に考慮して再考いただきたい。

2. 「系統容量の開放に向けた対応」(スライド 16 以下) について

・基本的に賛成である。これまで議論した工事費負担金の透明性確保が前提である。また、工事費負担金が相当な額となる場合の支払い期限、方法（分割払いなど）に配慮することをお願いしたい。

3. 「再生可能エネルギーに対する発電側基本料金の適用」(スライド 19 以下) について

・ FIT 買取期間中の再エネ電源について何らかの調整措置が必要であり、その点について事務局からの提案に賛成 である。すでに調達価格が確定しているものに適用することは、発電事業の条件を国が事後に変更することとなり適切ではない。新規の電源については、発電側基本料金の適用が、その調達価格の上昇を招くことになりうることを念頭において、その適用について検討すべきである。IRR の利潤配慮の適用を受けているものを調整措置の対象としないという論点について、IRR の利潤配慮の制度趣旨は、系統の維持管理の費用に充てる発電側基本料金の趣旨とは異なっており、利潤配慮がなされている再エネ電源であることを理由に発電側基本料金の適用のあり方を変えるのは、IRR の利潤配慮の制度趣旨と整合しない。発電側基本料金の適用は FIT 電源について一貫した考え方に立つべきである。利潤配慮の水準が高いのであれば、そもそもそのような利潤配慮が必要な電源かどうか、その水準が妥当かを検討すべきだと考える。

・なお、スライド 22 にある「立地地点に応じた発電側基本料金割引の導入」について基本的に賛成だが、送配電網の整備が計画されている地域、再エネのポテンシャルの大きな地域に電源を誘導するといった観点からも発電側基本料金の具体的な運用について検討をお願いしたい。

4. FIT インバランス特例制度の見直し

・変動再エネのインバランスに対する一般送配電事業者・発電事業者・小売電気事業者の適切な役割分担の在り方を今後検討していくことには賛成である。その検討と並行して、今後 需給調整市場の予備力を適切に評価するためにも、一般送配電事業者による太陽光・風力の予測精度を高めるための改善策もさらに検討し実施 していただきたい。

・特に、スライド 35 に「(2) については、発電計画の通知タイミングを前々日の 16 時から当日早朝に変更した場合、予測誤差は一定程度改善がみられるが、誤差そのものは依然として大きい」とある。とはいえ、スライド 41 では、実際に、当日朝まで予測を遅らせた場合の 2、3 割の予測改善との実績値が示されている。少なくとも、当日まで予測を遅らせた場合、予測誤差は相当軽減する可能性がある。また、現在、気象予報が変わっても発電計画を変更していないが、気象予報に応じて発電計画を見直すことで予測誤差を軽減するのではないか。こうした一般送配電事業者が予測精度を高めるための改善策についてもさらに検討していただきたい。

◎資料3「2030年以降を見据えた再生可能エネルギーの将来像（自立化に向けて）」（スライド2以下）

1. コスト低減とともに再エネの電力市場における価値を高める施策の必要性

・資料3全体に関わる点である。「自立化」という観点からは、コストの低減についてはご提案のとおりだが、他方、コストの低減とあわせて、電源としての「付加価値を高める」「付加価値が適正に評価される」施策・制度を検討することが必要ではないか。相対的にコストが高い電源であってもその付加価値が高ければ電力市場において他の電源と競争ができ、「自立化」できる電源となる。非化石価値も付加価値の一つだが（これについては後述）、ここで付加価値として特に重要と考えるのは電力市場におけるkW価値や調整力の価値で、再エネの各電源についてこうした観点からもその将来性を評価することが重要である。例えば、バイオマス発電は、火力発電とともに/火力発電を代替して、調整力を提供するポテンシャルがある。他の再エネ電源も多少なりとも同様で、こうした価値を高めるために、スライド22にあるような太陽光や風力の予測技術の向上に加えて、技術的実現可能性の観点から見ても利点のあるバイオマス発電や地熱発電、中小水力発電についても出力の制御能力を向上させる技術等を向上させることを検討すべきである。また、こうした技術の発展を促す施策として、市場への直接販売を可能とする制度や需要に応じた電力供給を促すインセンティブの付与なども検討に値する。

・将来的に再エネを市場に統合していくという観点からも直接販売を可能とする制度の検討が必要と考えるが、こうした制度が適正に機能するには、卸電力市場が厚みのある成熟したものになっていることが必要である。この観点からも卸電力市場の適正な運営とその強化に向けての取り組みをさらに強めていただきたい。

2. 「FITから自立した再生可能エネルギーの新たな使い方」（スライド16以下）について

・電力の需要側の再エネニーズが高まる中、再エネとしての付加価値を活用してその競争力を高めるといった観点は重要である。それに関連して、スライド20の非化石価値を適切に顕在化させ、需要側のニーズに応える市場の設計が重要と考える。先般3月2日に開催された電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において、企業に対して環境情報の開示を要請している800を超える機関投資家からなるCDPの報告で、非化石証書をつけた電力について、企業が排出ゼロの再エネとして計上可能であるとされたが、同時に、需要側の企業が再エネの価値を利用しやすいよう、発電源証明とトラッキングシステムの整備について強く要請されたと理解している。日本の再エネの付加価値を高め、自立的な拡大を促すためにも、また、投資家から見た日本企業の価値を高める観点からも、発電源証明とトラッキングシステムについて、2019年にFITを卒業する再エネ電源が出てくる前に急ぎ整備していただきたい。

以上